

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

竹富町長 前泊 正人

市町村名 (市町村コード)	竹富町 (47381)
地域名 (地域内農業集落名)	竹富地区 (東、西、仲筋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月16日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【担い手】認定農業者:2名 基本構想水準到達者:1名
【所有者】70代未満:25名 70代以上:155名 法人:4経営体 不明・住登外:221名 計405名
※農地台帳参照(令和6年度情報)

- ・畜産業が中心であるが農業を担う者が不足しており、観光業等が人口の約9割を占めている
- ・農業者が少ないため今後どうしていったらよいか分からない
- ・伝統文化や農業技術の継承問題
- ・住宅不足及び高齢化等による担い手が不足しているため、多様な経営体の確保が必要
- ・70代以上及び未相続・不在地主の割合が多い
- ・所有者不明農地が多い
- ・天水等の利用が基本
- ・離島であり資材・物価・輸送費高騰等による経営の圧迫
- ・自然災害等による食料問題
- ・外来植物(ギンネム・ランタナ等)が繁茂
- ・狭小・条件不利農地が多い
- ・耕土が浅く農地として適していない土地が多い
- ・特産品が無い

(2) 地域における農業の将来の在り方

- (高)生産可能な農地の確保(桑園跡地調査)
- (高)農業者が減少していく中で若者や高齢者等の雇用創出が可能となる取組みへの支援
- (高)宿泊施設・飲食店等への要望調査・連携による島内循環する仕組みづくり
- (高)地産地消の拡大及び持続可能な食料生産の構築
- (高)気候や地理的要因に左右されない施設栽培など地域の特性を考慮した新たな手法(農法)の確立後、伝統文化を継承しつつ、スマート技術を含めた高性能農業機械の導入等による機械化及びハウス導入
- (高)新たな作物の導入を図るための勉強会の開催などを検討
- (高)消費者等のニーズに合った作物の導入を関係機関が一体となった積極的な支援

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	78.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	78.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

意向調査にて規模縮小の意思があった農用地については規模拡大や新規就農の意思がある耕作者に集積・集約していく。また今後検討とした農用地についても、現耕作者の意向及び隣接耕作者や新規就農者への集約を行う。

ただし、地域の特色もあるため地域と関係機関が連携し利用調整を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

意向調査の結果にて規模縮小したいと意向のあった農地を重点的に地域で話し合い、離農者の農地を把握し農業を担う者が利用できるようにする。所有者の意向を汲み、原則機構を通じて契約していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

安定的な農業経営を図るため基盤整備が必要な地区を洗い出し(遊休農地の再生・ハウス導入・灌漑施設等)

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

意向調査の結果にて規模縮小(売りたい・貸したい)希望の所有者等が多いが、担い手が不足している。新たな担い手の確保をしつつ、今後も地域と関係機関が連携を図り、説明会等開催し経営体の確保・人材育成する仕組みを継続して行う。

安定的に担い手を確保するために、住宅(空家の活用検討含む)の確保、整理、賃貸制度等の構築を取組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域の要望に応じ、必要であれば農業支援サービス事業者への委託を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①カラス被害が多いため定期的な捕獲等の実施及び鳥獣に対し、無意識的な餌付けをしないよう、対策方法に関する周知の徹底

③スマート農業を導入し効率化や生産性向上、農業者の負担軽減を図る

⑤高収益作物導入に向けたハウス等の整備または支援

⑦粗放的な利用を行う農地として位置づけし、活性化計画を策定することも検討

⑧農業振興に向けての施設導入

⑨環境保全と持続可能な農業を目指した耕畜連携の仕組みづくり

⑩外来植物の対策